

整理番号	処 — 07
------	--------

法令名	消防法	所管課	予防課
処分の種類	移動タンク貯蔵所に関する危険物の貯蔵取扱基準遵守命令		
根拠条項	第11条の5第2項	処分権者	市長
根拠条文	<p>法第11条の5第2項 市町村長（消防本部及び消防署を置く市町村以外の市町村の区域においては、当該区域を管轄する都道府県知事とする。事項において同じ。）は、その管轄する区域にある移動タンク貯蔵所について、前項の規定により第10条第3項の技術上の基準に従って危険物を貯蔵し、又は取り扱うべきことを命ずることができる。</p>		
処 分 基 準	<p>法文のとおり、貯蔵又は取扱の技術上の基準に違反していると認められるとき。</p>		
行政手続法適用の有無	有		
意見陳述の機会の付与	不要（理由 行政手続法 第13条第2項第1号、第3号）		
区 分			
制定 年 月 日	平成6年9月22日		
施行 年 月 日	平成6年10月1日		